

飯田市GPS機能付端末利用補助事業の概要

令和4年4月1日施行

飯田市長寿支援課

1 対象高齢者

(1)～(5)のいずれにも該当する方。ただし、介護する認知症高齢者が入院または施設に入所している場合は、補助金の交付の対象となりません。

(1) 飯田市に住民票があること。

(2) ケアマネージャーが作成したアセスメントシート・ケアプランに一人で外出した際に目的への到着または帰宅ができない事実またはそのおそれが記載されていること。

(3) 要介護認定者または要支援認定者または事業対象者（必要なサービスの適否を判断するために国が定めた基本チェックリストにおいて、介護予防・日常生活支援サービス事業の利用が必要と判定された人）であること。

(4) 入院または施設に入所しておらず在宅で介護を受けていること。

(5) 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。

2 補助金の交付対象となる家族等

(1)～(4)のいずれにも該当する方。

(1) 対象高齢者の家族その他の対象高齢者の介護を在宅で行っている方。

(2) 市税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を完納している方。

(3) 飯田市暴力団排除条例(平成23年飯田市条例第34号)第2条に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) この補助金以外のGPS利用に関する補助金等を受けていないこと。

3 補助金について

(1) 補助金の額

初期費用及び付属品等の購入費用のうち、係った費用または上限10,000円

(2) 補助対象経費 ※参考例をご確認ください。

・ケアプランに定められたサービス提供実施期間において、新規にGPS機能付端末の購入またはレンタルに要する初期費用の一部。

・補助の交付は、対象高齢者1人につき1回限りです。

・GPS機能付端末の破損、紛失等による修理及び再購入に要する費用は入りません。

・毎月の使用料及びレンタル料は入りません。

(3) 申請について

- ・GPS機能付端末の購入またはレンタルの開始（領収書の発行）から、1年以内に申請してください。
- ・できる限り速やかに申請を行ってください。（購入後、3か月以内を目安として）

4 手続きの流れ

(1) 【申請】

次の①～⑤の書類を提出してください。

① 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

② アセスメントシート・ケアプラン第1～3表

※初期費用を支払った期日がサービス提供実施期間に含まれるケアプランおよびケアプラン作成のもととなるアセスメントシート

③ 新規にGPS機能付端末の購入またはレンタルの契約に係る初期費用の明細が記載された領収書の写し（申請日以前1年以内に発行されたものに限る。）

④ GPS機能付端末の利用に関する契約書の写し

⑤ 完納証明書（飯田市以外に住所を有する申請者の方）

(2) 【審査】

長寿支援課にて利用の決定及び交付額の確定を行います。

(3) 【利用の決定及び確定】

利用者へ「利用決定及び確定通知書」を送付します。

(4) 【交付金の請求】

請求書（様式第2号）を提出してください。

(5) 【交付】

指定口座へ振り込み、完了となります。